秋田県野球協会規約

第一章 名称及び事務局

(名 称)

第1条 本協会は秋田県野球協会と称する。

(事務局)

第2条 本協会の事務局を秋田市内に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は各団体相互の協調、融和を図り、以て本県野球の健全なる普及、 発展に寄与するを以て目的とする。

(事業)

第4条 本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行うものとする。

1. 野球に関する調査・研究

- 2. 野球の振興・指導
- 3. 大会・講演会等の実施
- 4. 審判員の育成。強化
- 5. 指導員・選手の育成・強化
- 6. その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第三章 組 織

(組 織)

第5条 本協会は秋田県野球連盟、秋田県軟式野球連盟、秋田県大学野球連盟、 秋田県高等学校野球連盟、秋田県中学校体育連盟(野球専門部)の各団体を 以て組織する。

(資格審査委員会及び審判部)

第6条 本協会に野球公認審判員の資格を審査する資格審査委員会と審判部を置く。

2. 前項の資格審査委員会及び審判部は、別に定める規程による。

(強化委員会)

第7条本協会に競技力向上を推進強化委員会を置く。

2. 前項の強化委員会は、別に定める規程による。

第四章 役 員

(役 員)

第8条 本協会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名

2. 副会長 若干名

3. 理 事 30名

4. 監事 2名

(会長及び副会長)

第9条 会長及び副会長は、各団体選出理事がこれを選出する。

- 2. 会長は、本協会を代表し会務を掌理する。
- 3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(理 事)

第10条 理事は各団体から選出された各4名及び会長が委嘱した者とする。

- 2. 理事は理事会を組織し、次の役員を置く。これらの役職は理事の互選とする。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 1名
 - (3) 常任理事 若干名 (事務局長を含む)
- 3. 理事会は次の事項を行うものとする。
 - (1) 予算及び決算の承認
 - (2) 規約、規程の改正
 - (3) 事業の計画立案
 - (4) その他必要なる事項

(監事)

第11条 監事は理事会において選出する。

(幹事)

第12条 本協会に事務処理をするため幹事若干名を置く。

2. 幹事は、会長が委嘱する。

(名誉会長)

第13条 本協会に名誉会長を1名置くことができる。

- 2. 任期は、後任者が就任するまでとする。
- 3. 名誉会長は理事会において推挙する。
- 4. 名誉会長退任後は、顧問に就任することができる。 ただし、名誉会長及び顧問の通算在任期間は6年以内とする。
- 5. 名誉会長は会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(顧問及び参与)

第14条 本協会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2. 副会長は顧問、常任理事・理事は5期10年以上で参与とする。
- 3. 顧問及び参与は会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4. 顧問及び参与の任期は就任後3期6年以内とする。

(補欠役員の任期)

第15条 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員はその任期が満了しても後任者の就任するまではその職務を行うものとする。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

第五章 会 議

(会 議)

第17条 本協会の会議は理事会及び常任理事会として、会議の議長は会長がこれに当たる。

(理 事 会)

第18条 理事会は毎年 4月に会長がこれを招集する。

2. 臨時理事会は会長がこれを必要と認めた時又は、理事の3分の1以上

第六章 会 計

(会 計)

第19条 本協会に要する経費は各団体の年会費、補助金、事業収入及び寄付金を 以てこれに充てる。年会費は毎年理事会において決定する。

2. 本協会の会計年度は3月1日に始まり2月末で終わりとする。

付 記

- 1. 昭和29年 3月 9日 一部改正
- 2. 昭和52年 4月 1日 第 2条、第14条、第15条、一部改正
- 3. 昭和53年 3月27日 第 8条、第10条、一部改正
- 4. 昭和54年 2月27日 第 5条、第 6条、第 7条、第12条、各一部改正
- 5. 昭和62年12月16日 第 5条、第 6条、第 8条、第 9条、第10条、

第15条、各一部改正

第13条、第14条、第17条、改正

- 6. 昭和63年 4月15日 第 3条、第 4条、各一部改正(組織改革に伴う改正)
- 7. 昭和63年 5月 7日 第 5条、第 7条、各一部改正(組織改革に伴う改正)
- 8. 平成 元年 4月 9日 第 7条、第 9条、一部改正
- 9. 平成 5年 4月 3日 第 5条、第 6条、一部改正
- 10. 平成 6年 4月 9日 第 6条、一部改正
- 11. 平成 8年 4月 7日 第18条、一部改正
- 12. 平成 8年10月27日 第12条、第 1項、一部改正
- 13. 平成 13年 4月 1日 第 7条、一部改正
- 14. 平成 1 5 年 4 月 6 日 秋田県大学野球連盟加入、強化委員会設置に伴う改正
- 15. 平成26年 4月26日 第13条名誉会長追加、第14条顧問及び参与の一部改正
- 16. 令和 2年 6月27日 第13条一部改正
- 17. 令和 3年11月20日 第14条顧問及び参与の一部改正

秋田県野球協会旅費規程

旅費を次のとおり支給する。

- 1. 旅費は交通費、宿泊費、車中泊、雑費とする。
 - (1)交通費は交通機関の運賃表により計算する。交通費、鉄道(船舶)、運賃、新幹線特急料金。

車船

1日2、000円ただし500キロ以上の地区に限る。

車泊

- (2) 宿泊費1日6,000円・6大都市に宿泊の場合に限り宿泊費の3割を増額する。
- (3) 雑費 1日 1, 000円
- (4) 航空機の利用を認める。
- 2. 本協会会議の招集等による旅費は実費。だだし秋田市内在住及び鉄道運賃(秋田駅 基点)が 1, 000円未満の者に一律 1, 000円。

付 記

1. この規程は昭和54年 4月 5日から施行する。

秋田県野球協会公認審判員資格審査委員会規程

- 第1条 協会規約第6条による資格審査委員会の設置並びにその運用は、この規程による。
- 第2条 資格審査委員会は、秋田県野球協会公認審判員の資格を審査するものとする。
 - 2. その他審判部の目的達成に必要な事項とする。
- 第3条 資格審査委員は、協会規約第10条で定める理事会の承認を得て会長がこれを 委嘱するものとする。
 - 2. 委員は20名以内とする。
- 第4条 資格審査委員会は、次の資格審査を行い適否を決定する。
 - (1) 公募公認審判員候補者の認定。
 - (2) 審判部支部長から推薦された公認審判員(上級資格)候補者の認定。
 - (3) 審判部長から上申による資格の喪失等に係わる認定。
 - (4) 前項以外に係わる認定。
- 第5条 資格審査委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 2. 委員長は、協会規約第10条に定める理事会において選出し、会長が委嘱する。
 - 3. 副委員長は、委員長が指名する。
 - 4. 委員長は、会務を統括する。
 - 5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは職務を代行する。
- 第6条 本規約は、委員の過半数同意により協会第10条に定める理事会の承認を得て 改正することができる。
- 第7条 本規程は、昭和54年 4月 1日より施行する。

付 記

- 1. 昭和63年 5月 7日 第 5条、一部改正 .. наты о э 年 5月 7日 2. 平成 5年 4月30日
- 第 2条、第 4条、改正

秋田県野球協会強化委員会規程

- 第1条 協会規約第7条による強化委員会の設置並びにその運用は、この規程による。
- 第2条 強化委員は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 第3条 強化委員は、協会規約第10条で定める理事会の承認を得て、会長がこれを 委嘱するものとする。
 - 2. 委員は25名以内とする。
- 第4条 強化委員は、次の事項について調査研究する。
 - (1) 各団体の競技力向上に関すること。
 - (2) 指導者の育成、強化に関すること。
 - (3)選手の育成、強化に関すること。
 - (4) その他競技の普及、振興に関すること。
- 第5条 強化委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 2. 委員長は、協会規約第10条に定める理事会において選出し、会長が委嘱する。
 - 3. 副委員長は、委員長が指名する。
 - 4. 委員長は、会務を統括する。
 - 5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは職務を代行する。
- 第6条 本規程は、委員の過半数同意により協会第10条に定める理事会の承認を得て 改正することができる。
- 第7条 本規程は、平成15年 4月 6日より施行する。